

令和 3 年 3 月 16 日

調布市議会議長 渡 辺 進二郎 様

文教委員長 狩 野 明 彦

### 文教委員会所管事務調査報告書

下記のとおり、文教委員会所管事務調査を実施いたしましたので、報告いたします。

#### 記

#### 1 実施名称（テーマ）

「児童・生徒の見守り」について

#### 2 調査の目的（背景）

平成 17 年、調布市で施行されました調布市子ども条例には「子どもは調布の宝、未来への希望」とある。

しかし近年では全国で登下校中の児童の痛ましい事故や事件が発生しており、過去にも学校内においてでさえ、尊い命が失われ多くの子どもが傷つけられている。

文教委員会では、令和元年の行政視察において北海道岩見沢市に伺い、「地域コミュニティ協働型児童見守りシステム」事業を視察、現地にて見学をさせていただいた。

そして令和 2 年、このような状況を鑑み文教委員会にて「児童・生徒の見守り」についての所管事務調査を行う事にした。

学校における児童・生徒の安全が、生活安全、交通安全、災害安全、そして第4の新たな危機事象と奥が深く広範囲にわたると共に、文教委員会のみでは結論までに至らなかったが、子どもが家庭、学校及び地域の見守りの中で健やかに育ち、安心して生活を営むことができるまちを目指し、調査報告をまとめたので提出する。

※ 今回、児童・生徒の見守りに重点を置いたので、学校事故等の教育課程における学校安全は調査対象としていない。

### 3 調査の経過

令和2年3月18日	所管事務調査の実施及び調査事項を決定
令和2年3月24日	閉会中の特定事件継続調査について本会議で議決
令和2年7月30日	執行部より説明，質疑応答
令和2年9月15日	オンラインによる行政視察の実施を決定
令和2年10月14日	オンラインによる行政視察（千葉県市川市）
令和2年12月9日	調査報告書の作成を決定
令和3年1月14日	調査報告書作成に向けた協議
令和3年2月12日	調査報告書作成に向けた協議
令和3年3月16日	調査報告書決定
令和3年3月24日	調査報告書の内容を本会議場で報告

## 目 次

### 4 調査結果

「児童・生徒の見守り」に関する調査研究	5
1. 全国の事件・事故件数	5
(1) 独立行政法人 日本スポーツ振興センターの資料	5
(2) 警察庁の資料（交通事故）	6
(3) 警察庁の資料（凶悪被害・粗暴被害）	8
2. 国の学校安全への取組について	9
3. 「児童・生徒の見守り」に関する先進事例	9
(1) 行政視察	9
(2) ICTを活用した児童見守りシステム	12
(3) 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	12
(4) セーフティプロモーションスクール（SPS）	13
4. 「児童・生徒の見守り」に関する調布市の取組	13
（令和2年7月30日 調布市教育部・教育委員会報告より）	
(1) 学務課で実施している取組	13
(2) 社会教育課で実施している取組	16
(3) その他市長部局等で実施している取組	17

### 5 提 言

「児童・生徒の見守り」に関する提言	18
1. 児童・生徒見守りシステムの構築について	19
(1) ソフト面	19
(2) ハード面	19
2. 学校・家庭への研修教育と相互情報共有について	22
(1) 現状の取組を踏まえた課題	22
(2) 学校安全を推進するための取組について	24
3. 地域の見守り活動への支援と連携について	25
(1) 現状の取組を踏まえた課題	25
(2) 学校安全を推進するための地域への支援	25

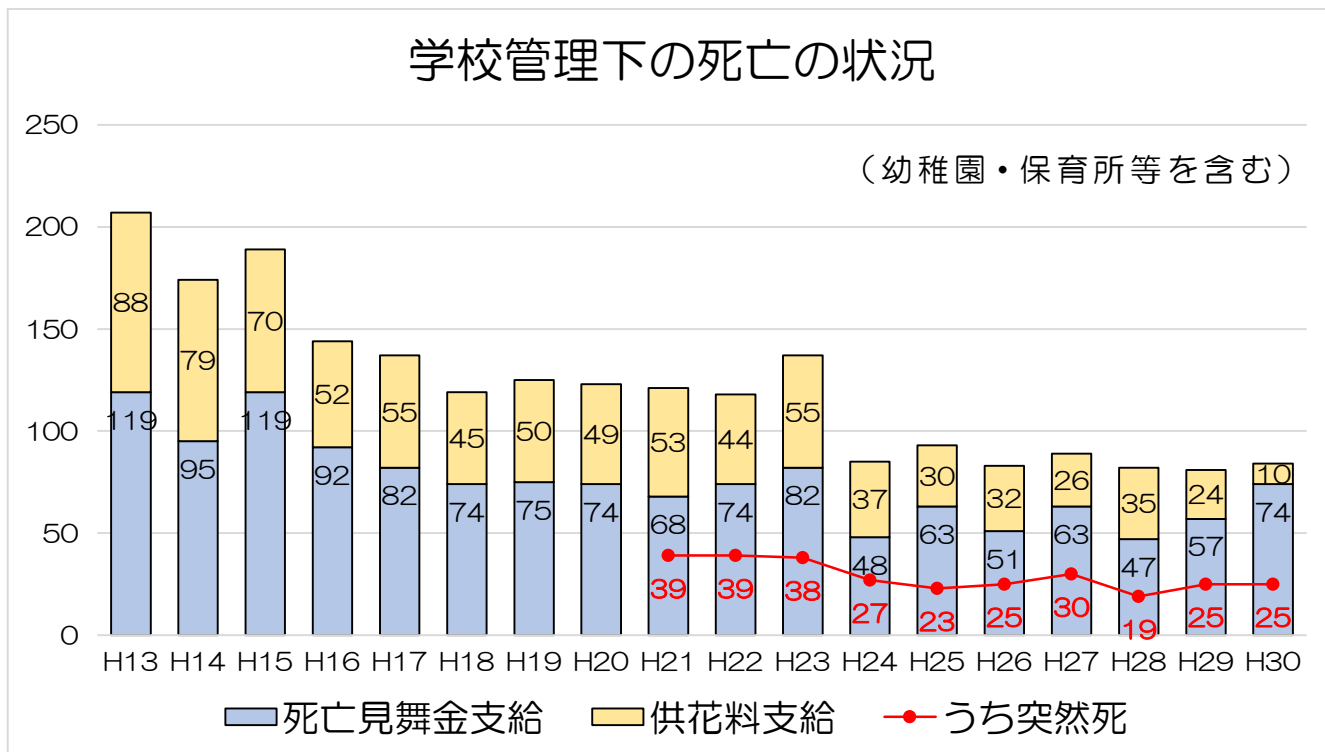
6	その他	27
1.	常任委員会所管事務調査について	27
2.	条例制定について	27
3.	その他	27
7	委員（7人）	28

#### 4 調査結果

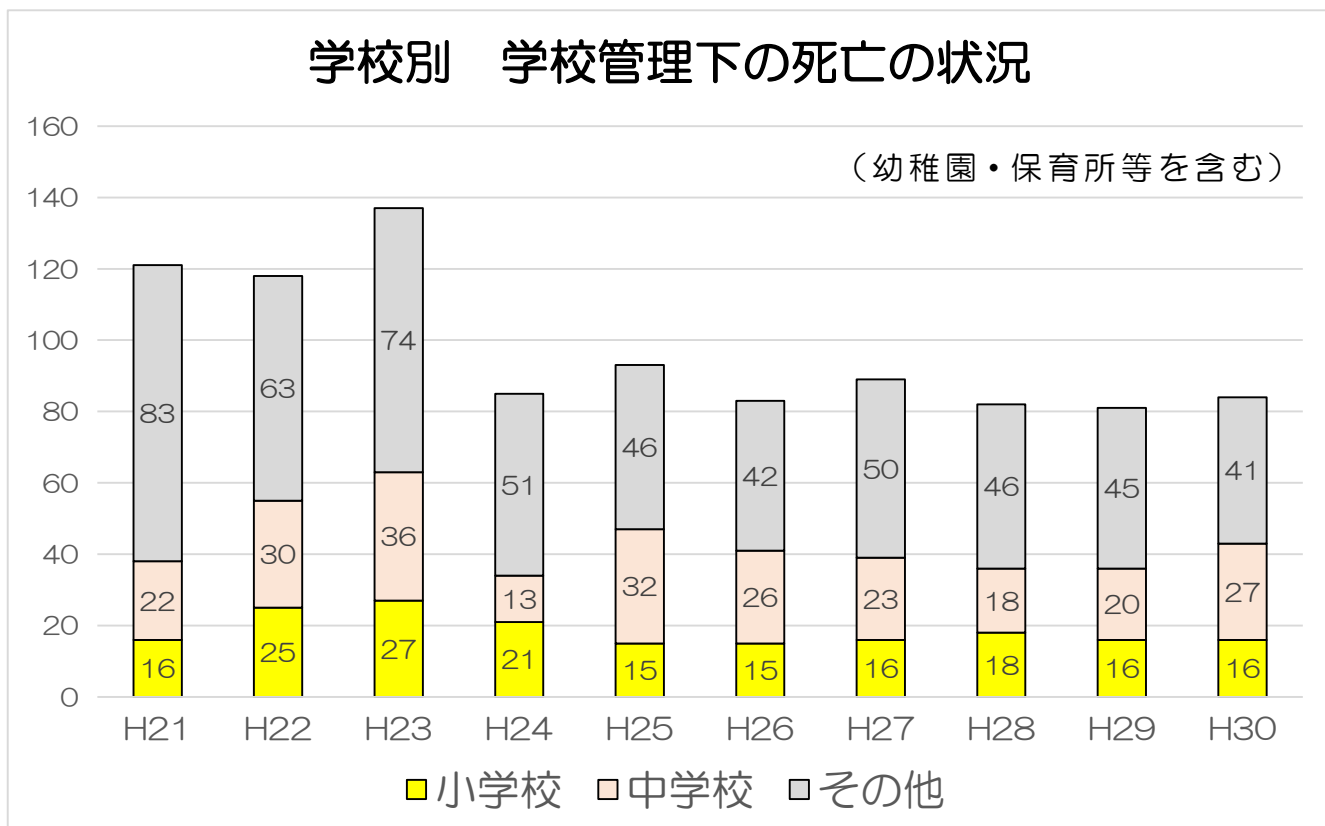
「児童・生徒の見守り」に関する調査研究

##### 1. 全国の事件・事故件数

(1) 独立行政法人 日本スポーツ振興センターの資料



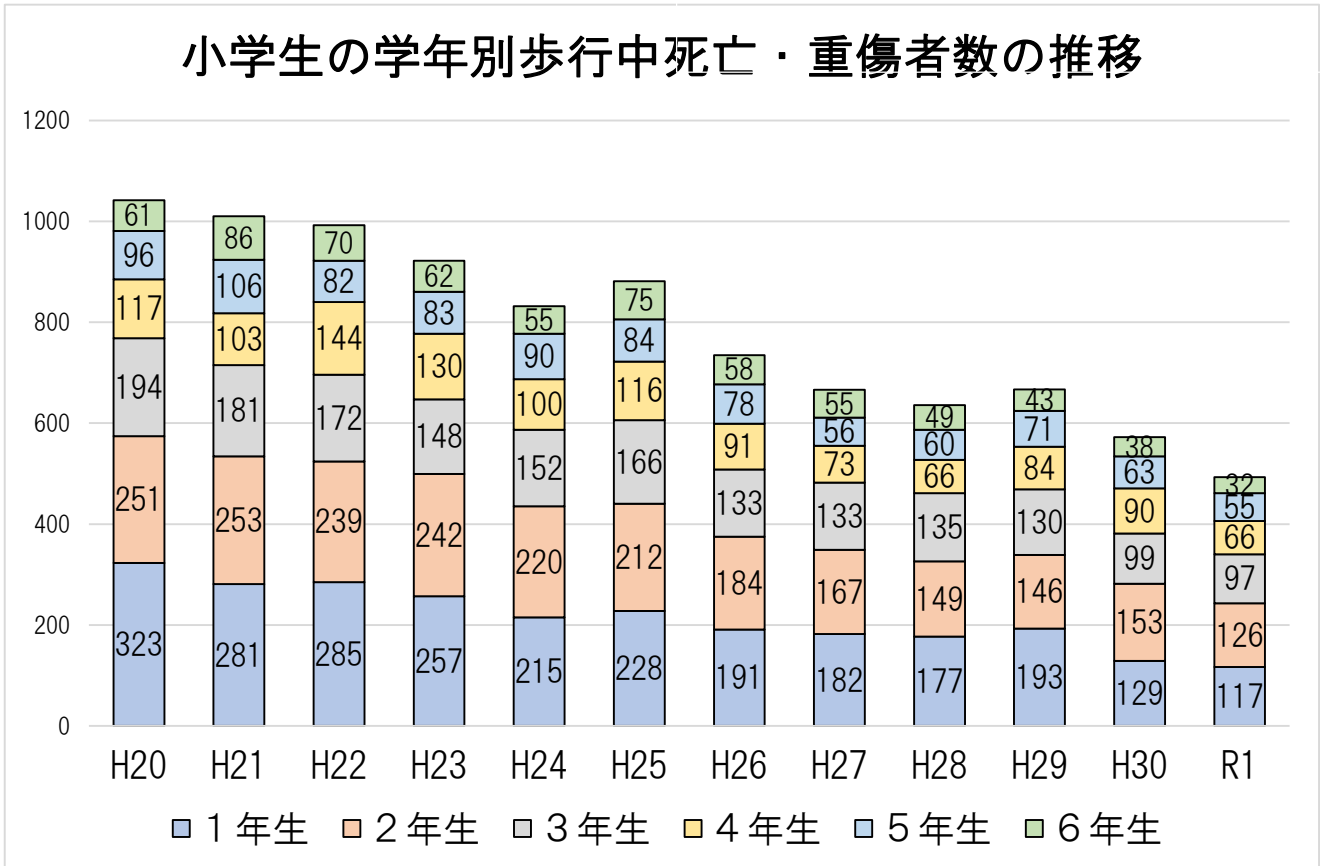
独立行政法人 日本スポーツ振興センター「学校の管理下の災害」を参考に作成



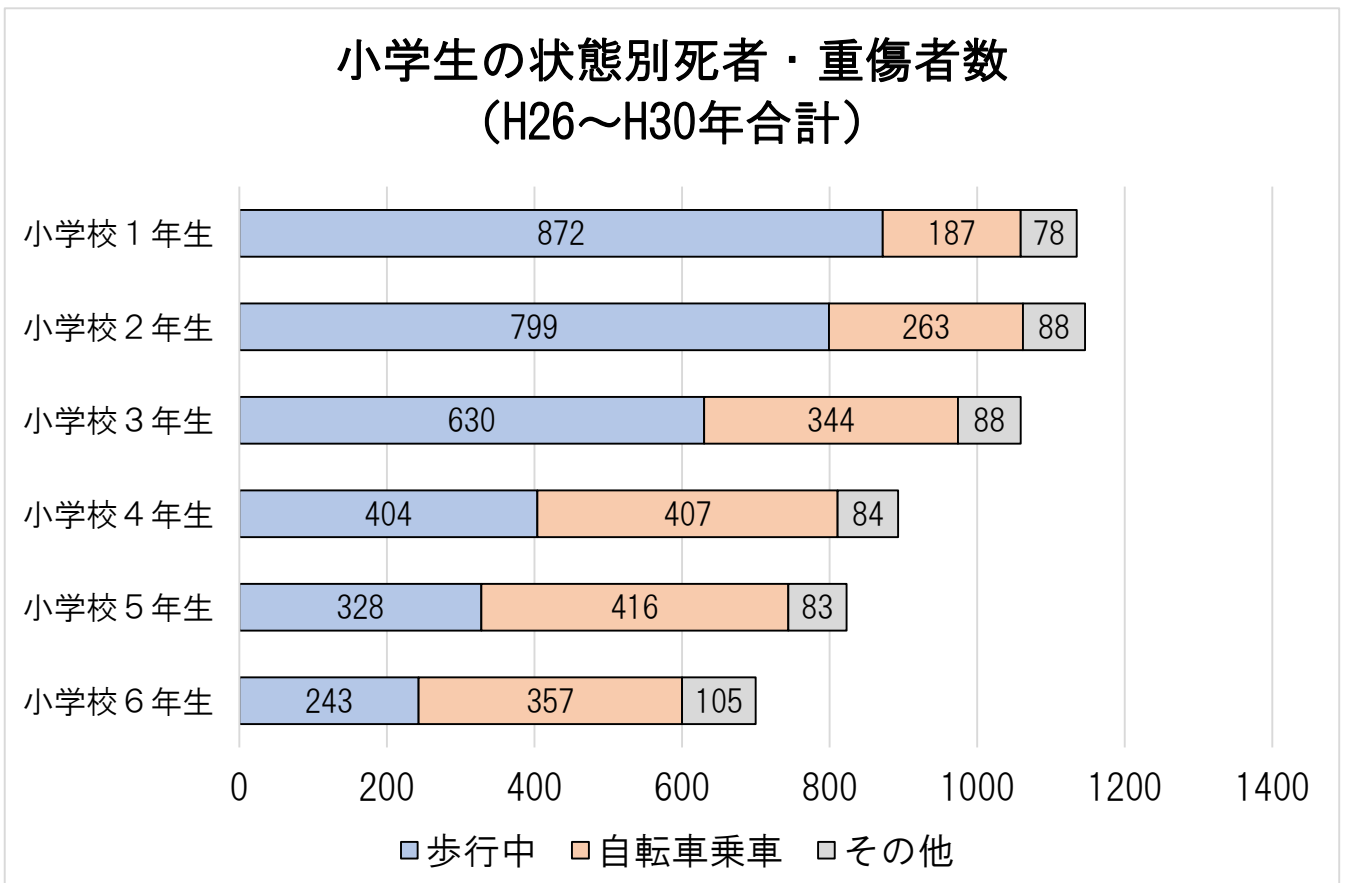
独立行政法人 日本スポーツ振興センター「学校の管理下の災害」を参考に作成

(2) 警察庁の資料（交通事故）

注：重傷者とは、交通事故により負傷した者であって1箇月（30日）以上の治療を要する者をいう（医師の診断を基準とする）。以下同じ

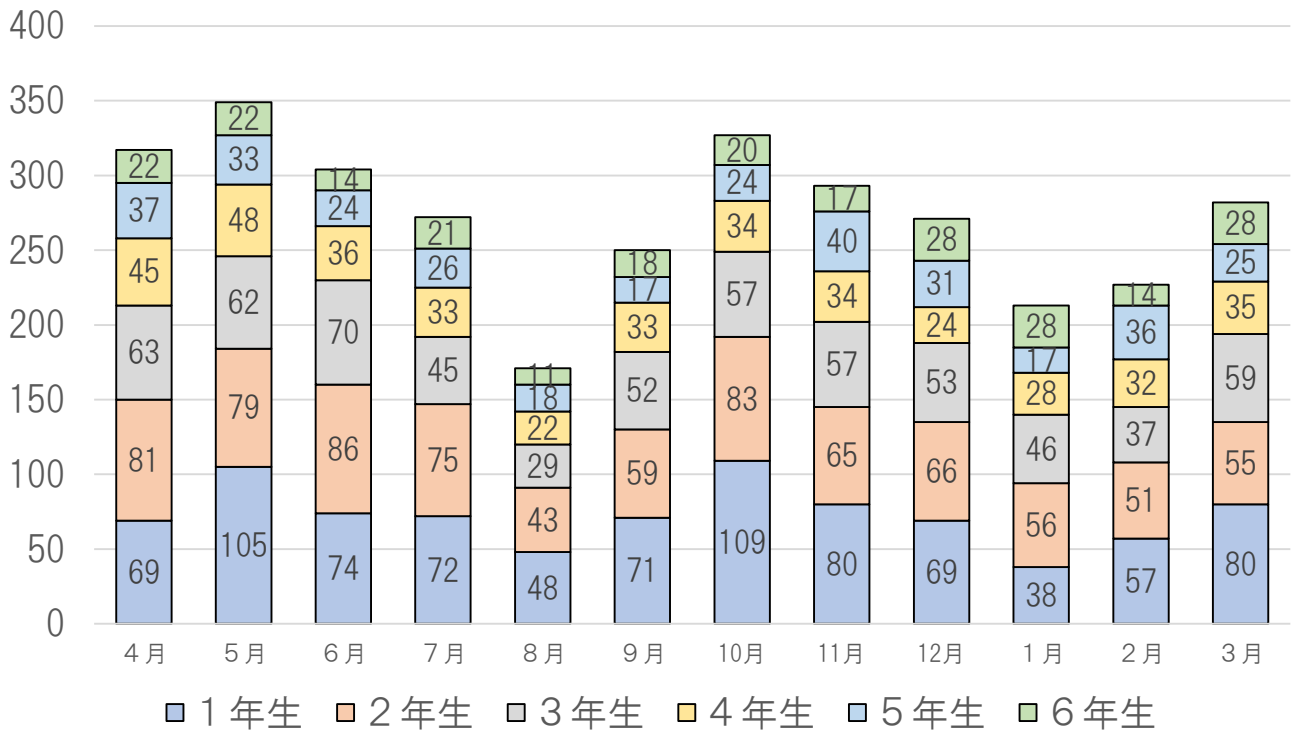


警察庁交通局「歩行中児童の交通事故の特徴等について」を参考に作成



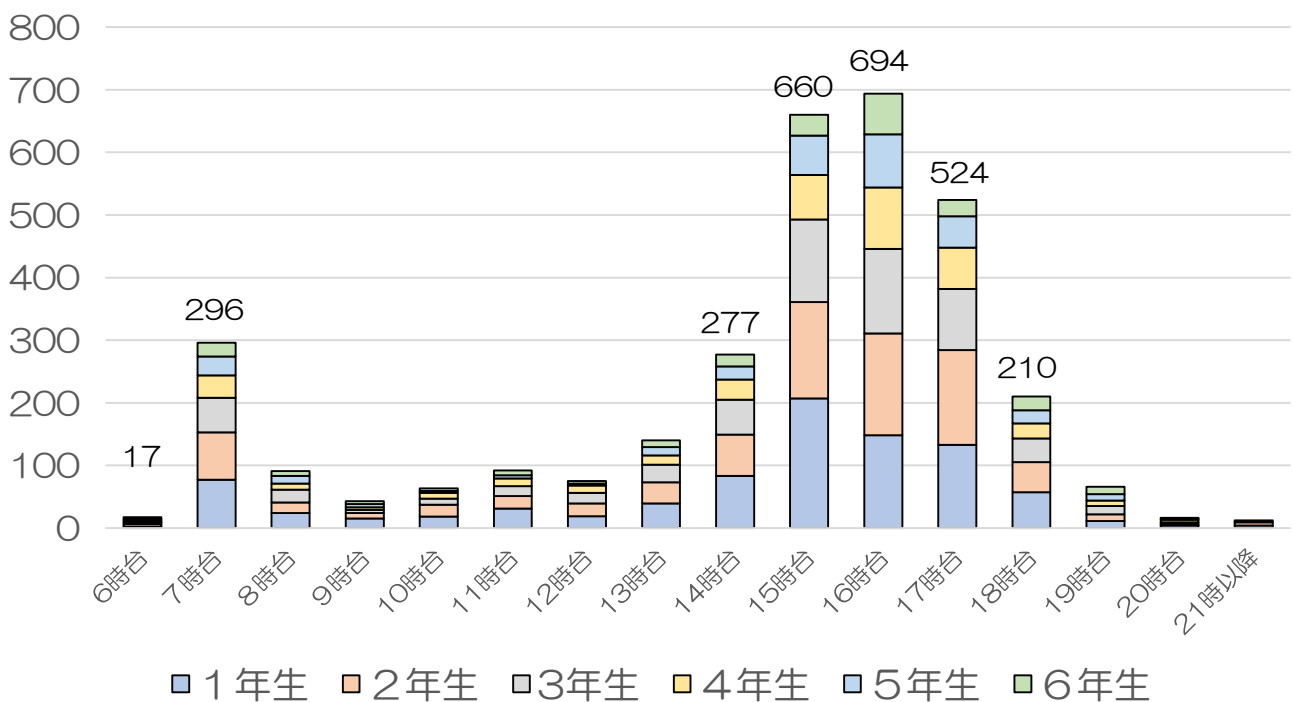
警察庁交通局「歩行中児童の交通事故の特徴等について」を参考に作成

## 小学生歩行中の発生月別死者・重傷者数 (H26～H30年合計)



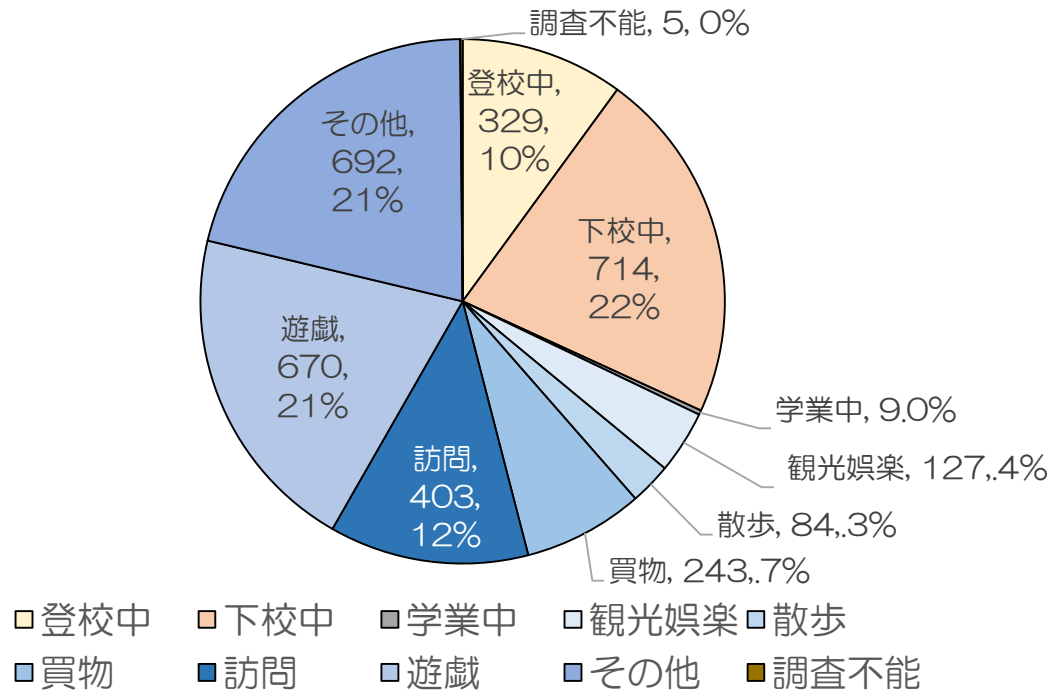
警察庁交通局「歩行中児童の交通事故の特徴等について」を参考に作成

## 小学生歩行中の時間帯別死者・重傷者数 (H26～H30年合計)



警察庁交通局「歩行中児童の交通事故の特徴等について」を参考に作成

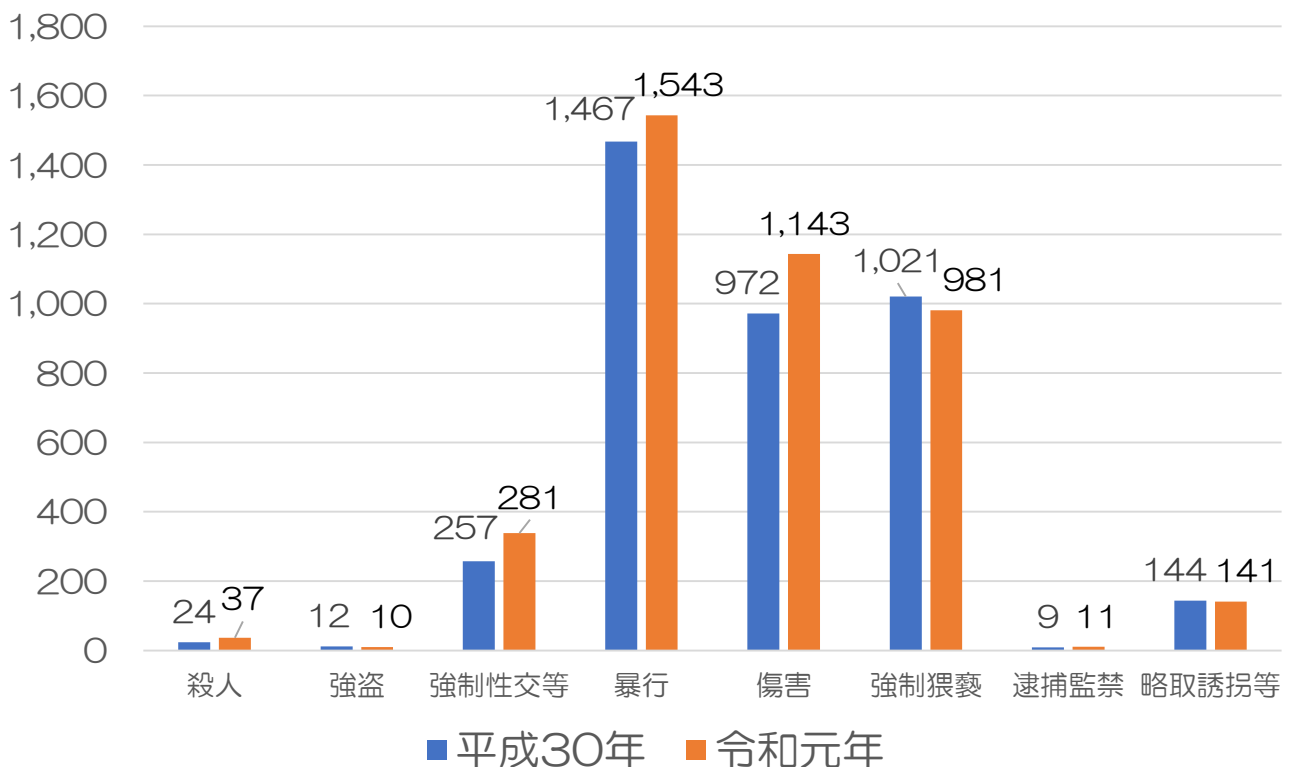
## 小学生歩行中の通行目的別 死者・重傷者数（H26～H30年合計）



警察庁交通局「歩行中児童の交通事故の特徴等について」を参考に作成

### (3) 警察庁の資料（凶悪被害・粗暴被害）

## 小中学生が主たる被害者となった犯罪数



警察庁「令和元年の刑法犯に関する統計資料」を参考に作成



## 2. 国の学校安全への取組について

近年、子どもが犯罪に巻き込まれる事件や事故が発生しており、通学路を含めた学校の安全確保は重要な課題となっている。このような状況を受け文部科学省では、平成 21 年に一部改正された学校保健安全法、並びに平成 29 年策定された第 2 次学校安全の推進に関する計画に基づき、今後の総合的な学校安全の推進を図るため、全国各学校における学校安全の取組を調査している。

## 3. 「児童・生徒の見守り」に関する先進事例

### (1) 行政視察

ア 令和元年 11 月 北海道岩見沢市

#### 【児童見守りシステム導入の経緯】

岩見沢市の児童見守りシステムは、平成 19 年度に総務省のモデル事業の 1 つとして採択され、その運用を開始。小学校においては平成 26 年度に全学年への I C タグ導入が完了し、中学校においては同サービスに加え展開する、一斉同報システムを導入し、平成 29 年度に全学年に導入を完了した。一斉同報サービスは、自家発電によりその運用を行っているため、停電が発生した際もサービスを活用できる。

#### 【システムの概要】

岩見沢市の児童見守りシステムは、ランドセルなどに I C タグを取り付け、児童が登下校時見守りポイントを通過した際に、センサーで I C タグを検知し、保護者に通知が届く仕組みであるが、カメラ機能により見守りポイント通過時の児童の姿を画像で確認できることが特徴である。保護者は申請書を 1 枚提出することで、I C タグの提供を無償で受けられ、メールにより迅速に児童の安否確認が行える。

見守りポイントは、各学校のほか、児童館、こども館の施設玄関全 36 箇所に設置。システムの運用保守は、サポート窓口に委託し、サーバ類や学校・児童館の間の通信網、見守りポイントの機器は市がその管理を行う。

#### 【導入に係るコスト及び人的支援について】

導入時の初期費用は合計 8,822 万円でその内訳は、I C タグが 1,284 万円(単価が約 1 万 8 千円)、システムリースレンタル料が 5,252 万円、カメラ等の設置・

調整が 2,017 万円。ランニングコストは年間約 1,805 万円でその内訳は、新入生用に購入する I C タグ経費が 1,080 万円、ソフトウェア・サーバ等が約 461 万円、サポート窓口へのシステム保守委託料が 264 万円とのこと。

#### 【導入に伴う成果について】

I C タグ導入により児童の見守りポイント通過状況を校内で確認できるようになった。一斉同報サービスを活用し、登録率が 100%に達している学校では、連絡網が不要となり、学校からのお知らせはすべて同サービスを通じて行っている。一斉同報サービスは、サーバを管理するサポート窓口が自家発電によりその運用を行っているため、胆振東部地震で停電が発生した際も、サービスを活用でき、学校から保護者に対して必要な情報提供を行うことができた。

#### 【現状の課題や今後の取組等について】

I C タグの登録率は、令和元年 9 月末時点で 94.4%であり 100%には至っていないことから、登録率 100%を目指して引き続き運用改善を行う。保護者に対する平成 30 年度のアンケートにおいて、98%の保護者が「安心感が高まった」と回答している一方、ニーズも多様化しており、防犯ブザー機能の追加や、見守りポイントの増設、G P S 機能の追加を求める声もあることから、今後もシステム機能のアップデートに向け検討を重ねていくとのこと。

イ 令和 2 年 10 月 千葉県市川市 オンライン視察

#### 【通学路交通安全プログラム導入の経緯とプログラムの概要】

平成 24 年 4 月以降、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いだことを受け、平成 24 年 8 月に関係機関と連携し通学路の緊急合同点検を実施。平成 26 年度より連携体制を構築し「市川市通学路交通安全プログラム」を策定。また関係機関の連携を図るため、教育委員会、学校、P T A、警察、道路所管部署に加え、東京外かく環状道路を管理する首都国道事務所、県道を管理する千葉県葛南土木事務所の参加の下「通学路安全推進協議会」を設置。協議会の活動を通してプログラムの実行性を確保している。

対象となるのは市立小学校 38 校、義務教育学校 1 校、私立小学校 3 校、国及び県立の特別支援学校小学部の計 44 校で、グループごとに 4 年に 1 回合同点検を実施。

P D C A サイクルを活用し、対策実施後の効果把握を行うことで対策の改善・充実を図る。年間では、第 1 回目にプログラムの方針について協議、第 2 回目に学校から挙げた危険箇所について実際に現場確認の上、対策について検討を行い、第 3 回目に危険箇所に対する対策の効果を検証していく。検証後の学校ごとの点検結果や対策内容については対策一覧表と対策箇所図としてホームページで公表する。

#### 【導入に伴う具体的な実績や成果】

救急搬送及び警察が関わった交通事故の件数の推移については、27 年度は増加したものの、それ以降は下降線をたどっており、全体の数値としては下がっている。また、P D C A サイクルでの評価については、直近 3 箇年平均で約 63% の改善効果が見られている。

また、平成 30 年 6 月に東京外かく環状道路三郷南一高谷 J C T が開通した際、車止めポールを設置や歩行者に対する注意喚起を要望し、国や県の協力を得られたとのこと。

#### 【「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」との関連】

市川市では「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」を作成し、4 つの基本方針に基づき取組を展開。

1 つ目の「犯罪情報、防犯情報の共有」については、市内各校（幼・小・中・高）からの情報を元に、関係各課・関係機関・各公立及び私立学校へ情報提供を行う他、警察からの犯罪発生情報や不審者情報を市広報媒体により市民に提供。メール配信情報サービスを活用し毎週月曜に前週に発生した犯罪情報を市民へ提供する。

2 つ目の「児童等の見守り体制の整備」については、学校では、セーフティスクールプランを作成し、安全に関する取組状況を点検。また交通事故や授業中の事故、不審者侵入、食中毒など各学校の実状に応じた対処要領（危機管理マニュアル）を作成する。

学校外では、市・教職員等による青色防犯パトロールの他、青パト専用車による防犯パトロールを実施。その他、街頭補導に市教育委員会が委嘱した少年補導員が従事。また平成 30 年 9 月より毎週木曜にネットパトロールを実施し、ネットによるいじめ、非行犯罪などから子どもたちを見守る活動を行う。

3つ目の「児童等の安全教育の充実」については、低学年を中心に警察からの指導を受けるとともに、全校朝会等で繰り返し指導。防犯避難訓練を各学校の実態に応じて実践。

4つ目の「通学路等の安全点検と整備」については、通学路交通安全プログラムの他に、教員向け研修会等で、地域安全マップの作成や活用等について啓発活動を実施。学校・PTA行事の一環として「かけこみ110番」の設置場所確認やプレートの交換等を行うほか、街頭防犯カメラの維持管理と機器更新時の設置場所の再検討等も行う。

#### 【ICT機器との連携や今後の展開】

令和元年7月より県内初となる見守りシステム「ツイタもん」を導入。これは「ICTタグ」を児童が持ち、校門に設置されたセンサーを登下校の際に通過することで、校内に設置されたコンピュータに登下校の時刻が記録される仕組み。保護者は有料会員にならないと児童の校門通過を把握できないため、利用率は令和2年8月25日時点で62%に留まる。

今後は「ツイタもん」の更新時期を見据え、市として端末導入コストの全世帯への補助や情報位置システムを活用したシステムへの移行等について検討していくとのこと。

### (2) ICTを活用した児童見守りシステム

総務省では、平成18年度に係る事業として、ICTを利活用した「地域児童見守りシステムモデル事業」を平成19年度に実施した。

その結果を踏まえ、平成20年度総務省「地域児童見守りシステムの導入の推進に関する調査研究」を実施し、「児童見守りシステム導入の手引書」を作成した。

また、モデル事業として平成19年度に実施された16件の地方公共団体等による実施報告を事例集とし、まとめている。

### (3) 地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業

全国の各学校や教育委員会等においては、保護者はもとより地域住民等による児童・生徒等の安全確保のための様々な取組が行われてきている。

文部科学省では、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備を推進するため、平成17年度から「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を実施している。防犯の専門家等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校や地域の団体等への指導・評価等を行うことにより、学校を中心に安全体制が整備されてきた。

#### (4) セーフティプロモーションスクール（SPS）

大阪教育大学では、平成13年6月8日に発生した附属池田小学校事件の反省と教訓をもとに、事件の再発防止と学校における安全教育と安全管理、そして組織活動の有機的連携を含めた包括的かつ持続可能な学校安全の推進を目指し、国の支援を受け創設された認証制度である「セーフティプロモーションスクール（SPS）」の普及に取り組んでいる。SPSの認証にあたっては、「安全が確保された、完成された安全な学校」であることが基準ではなく、子どもの安全に関わる多くの人々が、学校安全の重要性を共感し、組織的かつ継続可能な学校安全の取組が着実に協働して実践され展開される条件が整備されている学校であると評価されることが重要となる。

この取組は、政府文部科学省からも先進的な取組と評価され新たな国の事業として、位置付けられている。

### 4. 「児童・生徒の見守り」に関する調布市の取組

（令和2年7月30日 調布市教育部・教育委員会報告より）

#### (1) 学務課で実施している取組

##### ア 通学路の見守り活動

○概要 令和2年度予算額：549万5,000円

市立小学校では、教職員をはじめ、保護者・地域の方を中心に登下校の見守り活動を実施。学校・地域による見守り活動の補完として、業務委託により見守り員を配置。

○令和元年度 取組実績

引き続き、市立小学校4校の通学路に見守り員を配置。

## イ 通学路標示板の設置

○概要 令和2年度予算額：14万3,000円

市立小学校通学路上の電柱に、車両や歩行者等に対する注意喚起として「通学路標示板」を設置。

○令和元年度 取組実績

調布市受動喫煙防止条例の施行に伴い、市立小学校通学路における子どもの受動喫煙防止を周知・啓発するため、「通学路標示板」のデザインを刷新し、市内1,676箇所を更新。

## ウ 通学路図の作成・配布

○概要 令和2年度予算額：80万8,000円

毎年、市立小学校通学路上の交通安全面・防犯面の観点からの注意箇所を記載した地図を作成。新入学児童の保護者を対象として、各小学校の保護者説明会で配布。

## エ 通学路防犯カメラの設置・維持管理

○概要 令和2年度予算額：1,138万2,000円

平成27年度から、学校・地域が行う通学路の見守り活動を補完するため、市立小学校通学路を撮影する防犯カメラを設置。併せて、設置箇所周辺の電柱に防犯カメラが設置されている区域であることを表示する「啓発用巻き看板」を設置。

○令和元年度 取組実績

市立小学校全校の通学路上の電柱に20台の防犯カメラを設置。(各校1台)

平成27年度～令和元年度(5年間)で合計120台設置。

○適正な管理・運用について

- ・防犯カメラは、近隣住民のプライバシーを配慮し、モニター(画面)による常時監視は行わない。また、記録された画像データは、7日間保存した後に消去する。
- ・防犯カメラは、近隣住民のプライバシーを守るため、民地等が映りこまないように、可能な限りマスキング処理(塗り潰し)を施し、不要な映像が記

録されないように配慮する。

- ・記録された画像の外部への提供は、捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書等による請求があった場合にのみ行う。
- ・防犯カメラの記録装置は、施錠により映像記録を容易に抜き出せないようにするとともに、映像記録を暗号化し第三者が容易に映像を確認できないようにしている。

#### オ 通学路合同点検の実施

##### ○概要

平成24年度以降、毎年、道路管理課・調布警察署・市立小学校・学務課合同で通学路を交通安全面・防犯面の観点から点検。

##### ○令和元年度 取組実績

合同点検実施箇所 6校 24箇所（うち対策実施箇所 20箇所）

#### カ 調布市公立PTA連合会の通学路に関する環境改善要望

##### ○概要

調布市公立学校PTA連合会から教育委員会に対して、市立小学校通学路において、特定の時間帯に交通量が多い場所や歩道が狭い場所、見通しが悪い場所など、改善が必要と思われる箇所についての要望書を提出。

市立小学校通学路周辺の環境整備については、各担当部署と連携を図り、可能な対策を実施。

##### ○令和元年度 取組実績

環境要望件数 44件（うち対策実施件数 27件）

#### キ 登下校時の児童・生徒の集合場所の点検

##### ○概要

令和元年5月に神奈川県川崎市で発生した登校中の児童等の殺傷事件を受け、集団登下校における集合場所や、通学路圏内の交差点等の子どもが集団で留まる場所を対象に、安全対策の有無について調査・点検を実施。

○令和元年度 取組実績

文部科学省が単年度調査として実施、市立小・中学校全校へ照会。

○対象箇所 ※全ての箇所で防犯面の問題がないことを確認済

小学校 16校 40箇所

中学校 7校 15箇所

ク 倒壊の危険性のあるブロック塀への対策

○概要

平成30年6月に発生した大阪北部地震により、児童が倒壊したブロック塀の下敷きになり死亡した事故を受け、通学路上の危険なブロック塀の調査を実施。

当該校と安全対策を検討し、児童への指導や通学路の廃止など可能な対策を実施。

○令和元年度 取組実績

児童の安全確保のため、引き続き、下記の対応を実施。

- ・対象ブロック塀周辺の通学路を廃止
- ・建築指導課と対象ブロック塀の所有者宅へ個別訪問し、調布市倒壊ブロック塀等撤去費助成制度の活用を案内（時限措置）
- ・学校に対し、ブロック塀に注意して通学するよう児童へ指導依頼

○対象箇所

調査把握箇所 16校 29箇所（うち通学路廃止等対策済の箇所 18箇所）

(2) 社会教育課で実施している取組

ア 「こどもの家」の登録

○概要

子どもが登下校中や外で遊んでいるときに、不審者や変質者等に声をかけられたり、犯罪行為に巻き込まれそうになった際の緊急避難場所として、小学校通学路を中心とした地域の協力者が自宅・事業所等を登録。

○令和元年度 取組実績

P T A活動の一環として、各小学校P T Aが手続きを行うため、P T A担当者向けに説明会を実施し、黄色のプレート等を配布。



○登録箇所

2,815箇所（令和2年6月時点）

(3) その他市長部局等で実施している取組

ア 総務部総合防災安全課

- ・防犯ブザーの配布
- ・防災行政無線による児童下校時間の放送
- ・子ども安全・安心パトロールの実施

イ 子ども生活部児童青少年課

- ・学童クラブ・ユーフォーの見守り対応
- ・ユーフォー入退室管理システムの導入・運用

ウ 都市整備部交通対策課

- ・小学校新入生に交通安全帽・ランドセルカバー等の配布

エ 調布警察署

- ・自転車交通安全教室の実施（交通対策課と共同で実施）

## 5 提 言

### 「児童・生徒の見守り」に関する提言

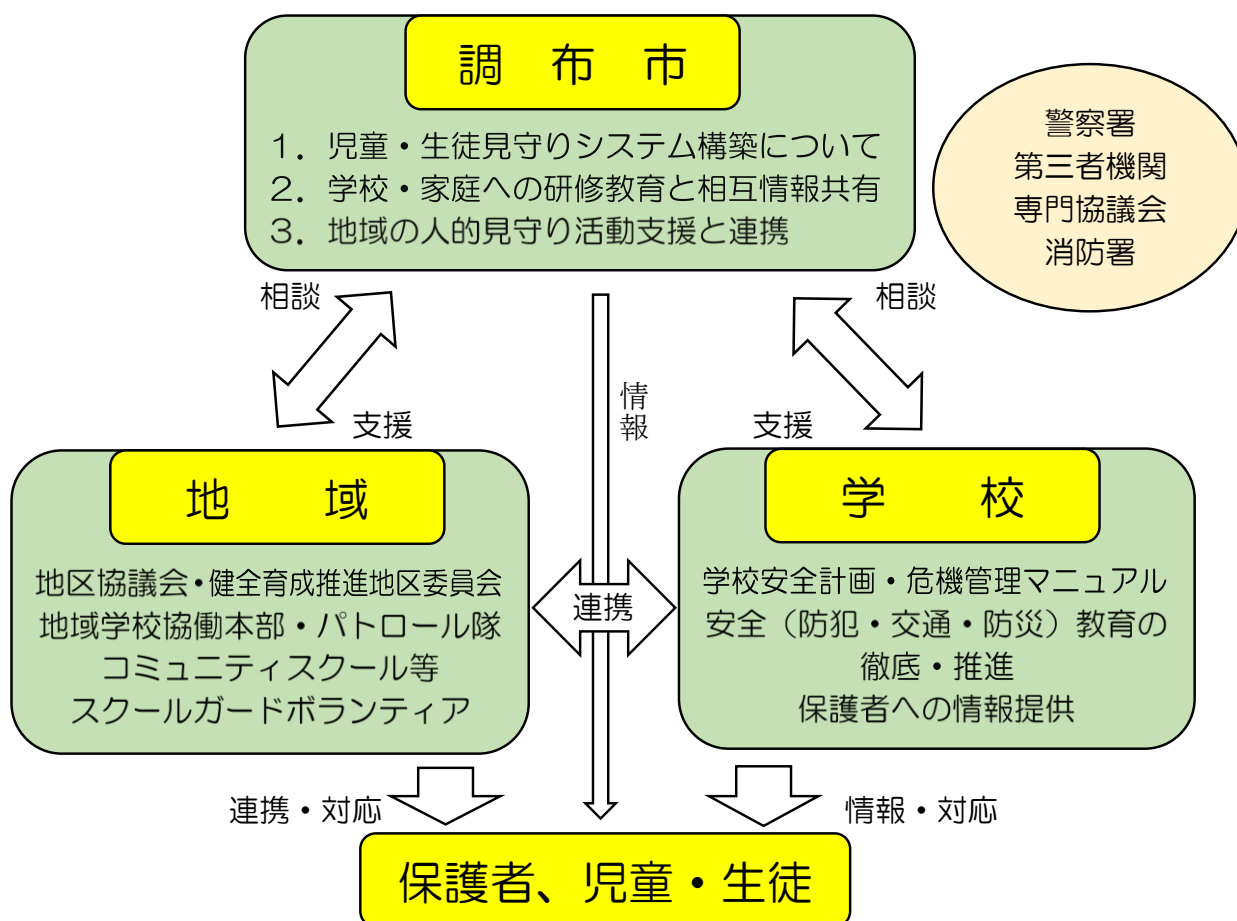
地域における児童・生徒の安全安心への取組が全国各地で広がっている中で、基盤となる地域活動の人的見守りの取組を、行政から支援することが重要である。

地域によっては、円滑な情報共有が取れていなかったり、人的見守り体制のマンパワー不足であったり、細部まで目が行き届かないなど多くの課題があるのは確かである。

子どもを危険から遠ざけること、また迅速かつ確実な対応を可能とするため、児童・生徒見守りシステムの構築を行うと共に、学校・家庭への研修教育と相互情報共有が円滑となるよう支援し、また地域においては人的見守り活動の支援を行うことが必要である。

調布市議会文教委員会では、「児童・生徒の見守り」について、◇調布市◇学校◇地域◇保護者、児童・生徒、それぞれの役割を明確にしたうえで、多くの先進事例や諸機関の研究結果をもとに、提言する。

### 「児童・生徒の見守り」に関する役割関係図



## 1. 児童・生徒見守りシステムの構築について

### (1) ソフト面

#### ア 学校安全専門協議会の設置

教育委員会に加え、警察署、生活安全・交通安全・災害対策に係る庁内部署や、協議会などの関係機関・団体による専門協議会を設置。

- ・より専門的な取組内容についての検討
- ・各所の取組からの水平展開と標準化
- ・最新の犯罪情報やより先進的な見守りシステムの情報共有

#### イ 第三者評価委員会の設置

セーフティプロモーションスクールへの認定、もしくは別途学識経験者、法務関係者による評価を取り入れ、学校安全計画や危機管理マニュアルの評価検証を行う。

#### ウ 庁内連携による見守り推進

- ・総合防災安全課（生活安全、防災訓練等）
- ・児童青少年課（児童館・ユーフォーとの連携等）
- ・交通対策課、道路管理課（通学路等）
- ・協働推進課、農政課（地域と学校の連携等）
- ・緑と公園課（公園等の協力）
- ・学校と通学路安全点検（調布警察、東京都建設局、国交省関東地方整備局）
- ・学校・市内関係機関・庁内だけでなく、国・都・警察との連携強化のため、粘り強く働きかけていく必要がある。

### (2) ハード面

#### ア 見守りシステムに求められる機能

- (ア) 連絡や情報の提供
- (イ) 児童・生徒の状態確認
- (ウ) 児童・生徒の危険回避
- (エ) 緊急時の適切な対処

## イ ICTによる見守りシステムの機能

- ① 連絡・情報提供機能（学校からの連絡、不審者情報の提供）
- ② 子どもの登下校確認（校門を出入りすると関係者へ通知）
- ③ 子どもの途中通過確認（通学路のチェックポイント通過で関係者に通知）
- ④ 子どもの状態把握（GPSで子どもの位置をリアルタイムに把握）
- ⑤ 緊急通報（子どもが緊急通報ボタンを押すと関係者に通知）
- ⑥ 緊急対処（保護や救出のための即時対応・緊急連絡）

## ウ 見守りシステムの構成要素

### (a) 電子タグ（ICタグ）

電波を利用して、電子タグ読み取り装置（リーダー）との間で非接触によりメモリ内のデータを送受信する。読み取り装置から電波を受けて反応を返すパッシブタグと、読み取り装置に電波を発信し続ける電池を有するアクティブタグがあり、読み取り可能距離に差がある。

### (b) GPS機能付き通信端末

内蔵のGPS機能により、端末（携帯者）の位置を特定し、指定した通知先へ位置を知らせることができる。GPS機能付き携帯電話も含まれる。

### (c) 緊急通報機能付き防犯ブザー

紐を引くかボタンを押すと、ブザー音が鳴ると同時に登録済み連絡先に通報する通信端末で、発信先限定での通話機能を有する場合や、携帯電話等にブザー機能が内蔵されている場合もある。

### (d) 電子タグ読取装置

学校や通学路上に設置される装置であり、通過した電子タグの情報を読み取り伝送する装置。

### (e) 管理装置

電子タグのID情報、児童の情報、保護者連絡先等の各種情報を蓄積・管理し、各種サービスを提供する装置。

#### ・データ収集サーバ

児童の携行する電子タグの通過情報（ID、時間、場所等）を収集する装置。

- ・ W e b /メールサーバ

不審者情報や児童の登下校情報、学校行事等を保護者の携帯電話やパソコン等へ通知するサービスや情報を閲覧させるための掲載サービスを提供する装置。

- ・ D B （データベース）サーバ

児童に関する情報や保護者連絡先等の個人情報を含むデータを管理する装置。

### エ 機能と構成要素の関係表

構成要素	機能				
	①連絡・ 情報提供	②登下校 確認	③通過確 認	④状態確 認	⑤⑥緊急 通報対応
(a)電子タグ（ICタグ）		○	○		
(b)GPS 機能付き通信端末				○	△
(c)緊急通報機能付き防犯ブザー					○
(d)電子タグ読取装置（リーダー）		○	○		
(e)管理装置	○	○	○	○	○

○ 機能実現のため必要な構成要素

△ 機能実現のため用いられることがある構成要素

### オ サービス利用形態と個人情報保護

利用するサービス形態に応じて、必要となる構成要素が異なる。システム構築の際には、以下のいずれかのサービス形態を選択する必要がある。

#### (ア) A S P サービス

特定及び不特定ユーザーが必要とするシステム機能を、ネットワークを通じて提供するサービス。W E B ブラウザから利用する。サービス提供のための管理装置やネットワーク機器を整備する必要がない。個人情報をベンダーが管理するサーバ上に置く必要があるが、自主開発・運用方式に比べて初年度の経費を平準化することができる。

#### (イ) 自主運営

自治体自らがシステムの整備・維持・管理とサービス提供を実施する

サービス形態。システム構築費は比較的高額となるが、自ら運用するシステム内で児童等の個人情報管理できる。

カ 機能を踏まえたシステムの構築

**① 連絡・情報提供機能**

**① 見守り情報共有タイプ**

学校から保護者等への迅速かつ確実な連絡、地域、学校、クラス単位での情報の周知、共有が可能になる。

ICタグによる校門での通過確認

GPSによる位置把握

**② 登下校確認タイプ**

**② 子どもの登下校の確認**

子どもの学校内の存在確認により、帰宅の遅れや保護者の出迎え等の予想が可能になる。

途中地点での通過確認

**③ 通学途中確認タイプ**

**③ 子どもの途中通過確認**

子どもの登下校途中の通過確認により、通学路からの逸脱や帰宅遅延理由の確認をはじめ、パトロール等の適時化が可能になる。

**④ 位置把握タイプ**

**④ 子どもの状態把握**

子どもの登下校途中の位置情報の確認により、通学路からの逸脱等、子どもの所在位置周辺情報との組合せにより、より高度な状況確認が可能になる。

子どもから緊急通報があった時、速やかに現場の位置を確認し対応が可能

**⑤ 緊急通報機能**

**⑤ 緊急時対応タイプ**

緊急通報機能により子どもの緊急事態に対する即時対応、関係機関への緊急連絡、どうしても目が行き届かないところへの緊急対応が可能になり、抑止力としても有効。

## 2. 学校・家庭への研修教育と相互情報共有について

### (1) 現状の取組を踏まえた課題

#### ア 生活安全

- ・現状では防犯カメラ等の設置も進み犯罪抑制に役立っているが、目の行き届かない場所や、一人下校時の見守り体制に課題が残る。

## イ 交通安全

- ・全国的に交通事故による死者・重症者は減少傾向にあるが、低学年、特に1、2年生の重大事故が多いことや、自転車による事故は4年生から急激に増加している。
- ・月別や時間帯によって死者・重症者に倍以上の差が出ている。

## ウ 災害安全

- ・登下校時等の移動時の危険回避や、Jアラートの発令時の見守り、また、行動範囲内における危険個所の注意喚起も必要である。
- ・防災行政無線から聴き取れない範囲があるため、災害発生時の迅速な情報伝達ができない。

## エ 組織的な取組

- ・学校安全計画等

学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）及び第29条（危険等発生時対処要領の作成等）

学校安全計画策定（安全教育）と危機等発生時対処要領作成（危機管理マニュアル）は、学校保健安全法により策定が義務付けられており、調布市立学校の全校で作られている。

全国的に児童・生徒等が巻き込まれる事故等は減少しているところであるが、いまだ児童・生徒等の安全が十分に確保されているとは言い難く、日々周辺環境や社会状況も変化し多様化してきている。さらに、計画やマニュアルが形骸化してしまうことの危険性が過去の事例で示されている。

- ・安全教育と研修

安全教育は、学校教育活動全体を通じて系統的・体系的に実施することが求められるが、教員間、学校間の状況に差が見られ、地域特性に応じた教育内容や指導方法の評価、工夫改善への持続的な取組が必要。

また、学校においては、全ての教職員が児童・生徒等の安全教育や安全管理に関わらなければならないが、研修等において全ての教職員が十分な知識や意識を備えるために、十分に取組んでいるとは言い難い状況である。

- ・学校・家庭・地域への相互情報共有

家庭・地域と連携・協働した学校安全の推進に関し、地域間・学校間・教職員間に差があるとともに、継続性が確保されていない状況が見られる。特に情報共有においては、個人情報保護に留意するためのルール作りが求められる。

## (2) 学校安全を推進するための取組について

### ア 学校安全における計画的な取組について

- ・定期的な評価見直し

児童・生徒等を取り巻く環境が年々変化し、新たな危機事象や各地域でこれまで想定されていなかった自然災害等が発生していることに鑑みれば、既に学校安全計画や危機管理マニュアルを策定している学校においても、さらなる検証・改善が必要である。重要なのは必ず毎年見直しを行うと共に、その地域の特性や現状に合った計画であるか確認することである。

### イ 安全に関する教育・研修の充実

- ・安全教育の強化

防犯教育・交通ルール教育・防災教育の徹底充実

(生活安全、交通安全、災害安全についてDVD等の活用)

- ・事例の把握

事故統計や事故事例を活用し事故の発生状況や原因・関連要因の把握に努める。

- ・フェーズフリーな安全教育

安全教育については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科においてもフェーズフリーの考え方を取り入れ、それぞれの特質に応じて適切に行う。

### ウ 学校安全のための学校施設、設備の充実

- ・犯罪抑制のためさらなる防犯看板の設置

- ・防災行政無線の拡声子局において、可聴距離や指向性など丁寧に可聴範囲を調査の上、拡声子局の性能向上や調整を行い、可聴範囲の拡大を図り災害発生時の迅速な情報伝達を実現する。(総合防災安全課)



## エ 地域・家庭・地域との情報共有と連携について

危険が発生した場合の対処方法だけでなく日常的な安全教育の推進に当たっても、保護者や地域住民との連携が不可欠となることから、学校は、学校安全計画や危機管理マニュアルの必要な部分を保護者や地域住民と共有するとともに、その検証・改善に保護者等の視点も反映するなど、地域一体となった学校安全の取組を推進していくことが必要である。

### 3. 地域の見守り活動への支援と連携について

#### (1) 現状の取組を踏まえた課題

##### 学校保健安全法第30条（地域の関係機関等との連携）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

- ・地域学校協働本部や地区協議会が未設置の地域がある。
- ・コミュニティスクールは全地域未設置である。
- ・「スクールガード」が定着していない。
- ・学校安全における情報共有が十分確立されていない。

#### (2) 学校安全を推進するための地域への支援

##### ア 学校安全における組織的及び計画的な取組への支援

既に、学校管理員の配置や地域の学校安全ボランティア（スクールガード）等による巡回・警備が行われているところであるが、家庭・地域等との連携・協働に係る推進方策も踏まえつつ、地域人材や外部専門家等を活用した人的体制を充実する取組を今後とも進めることが必要である。

- ・文科省が推進する「学校を核とした地域力強化プラン」によるコミュニティスクール（学校運営委員会制度）が努力義務化されたことに鑑み設置を推進すると共に、現在ある地域学校協働本部を活用し、学校と地域

を有機的に結ぶシステムを強化する。

- ・同じく【地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業】（文科省）によるスクールガードリーダー、スクールガードボランティアの導入、増員等により、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制を整備し、地域社会と連携した学校安全に関する取組を通じて、地域力の強化を図る。
- ・「通学路一人区間」での効率的な見守りを可能にするために、地域住民にも周知して多くの見守りの目の確保を促す。
- ・Ｊアラート発令時等、緊急時の登下校中の児童・生徒への「声かけ」や保護の呼びかけを行う。

#### イ 関係機関との情報共有等安全対策への支援体制

- ・情報を共有するためのシステム構築や連携の強化
- ・調布市内の大学と連携しての見守り体制の構築
- ・緊急時の情報共有、不審者情報・事件発生情報等

## 6 その他

### 1. 常任委員会所管事務調査について

- ・調査対象の関係機関が多岐にわたり合意形成やシステム構築に課題が多いため、常任委員会のみで行う場合は、特化した課題に取り組むほうが良い。
- ・効率的な調査を行うには、綿密で熟考した計画のもと着実に実行されなければならないため、事務局に多くの負担がかかるため、議会としての事務局員の増員が必要。
- ・所管部署との連携・調整は、頻繁に行う。
- ・所管に属さない事務、または複数の所管に跨ぐ事務については調査することが出来ないため、その場合は政策研究会を設ける。
- ・調布市議会基本条例第13条3項では政策研究会について、議長が別に定めるとなっており、常任委員会や会派の垣根を超えて課題に取り組むため、政策研究会のルール並びにシステム構築を検討する必要がある。

ア メンバーの構成（全員参加か定数制とするか、会派代表とするか、完全応募か）

イ 課題の抽出方法（課題別分科会とするか、応募選択とするか）

ウ 期限・工程表（委員会と同じ2年とするか、任期と同じ4年とするか）

エ 議会全体の合意形成方法（全員協議会や議会運営委員会、本会議）

### 2. 条例制定について

- ・児童・生徒の見守りに関する条例を制定し、関連施策への予算付けを促進していく。
- ・児童・生徒の安全など、庁内横断的な取組に対しては、議会が先導して条例等の作成、または計画などの策定を促す。

### 3. その他

- ・日々進歩する様々な安全システムの検証と提案（ツイタもんのような事例など）
- ・議員と市・地域・学校が連携し、通学路危険箇所の定期的安全点検を行う。

## 7 委 員（7人）

- ・狩 野 明 彦 委 員 長
- ・大 野 祐 司 委 員
- ・須 山 妙 子 委 員
- ・宮 本 和 実 委 員
- ・岸 本 直 子 副 委 員 長
- ・川 畑 英 樹 委 員
- ・古 川 陽 菜 委 員